

予算決算常任委員会 文教厚生分科会記録

1. 開催日時 令和6年10月2日（水） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津分科会長、綾城副分科会長、米弥委員、林委員、
岩藤委員、中平委員、上田委員、江原委員、ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長、釧物次長
8. 協議事項
9月定例会本会議（9月27日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時59分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和6年10月2日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

吉津委員長 皆さん、おはようございます。ただ今から、予算決算常任委員会文教厚生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それでは、これより9月27日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について審査を行います。それでは、9月定例会議案第18号「令和5年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、教育総務課及び学校教育課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 おはようございます。それでは、教育総務課及び学校教育課所管につきまして、令和4年度決算との比較により、令和5年度決算の主な増減理由について補足をさせていただきます。決算書249ページからの第10款「教育費」でございますが、第1項「教育総務費」につきましては、前年度に比べ約1,146万円の増額となっております。これは、スクールバスの修繕料や修繕期間中のスクールバスレンタル料金が発生したことによる増、及び、県雇用の養護教諭の配置基準を満たさなくなりました、通小学校と神田小学校に市の会計年度任用職員として2名の養護教諭を雇用した増によるもの。また、コロナ禍で中止をしておりました中学生海外派遣事業、ベトナムビンズン市への海外派遣を4年ぶりに実施したことや、特別支援教育教員補助事業による補助教員の配置人数を23名から3名増員したこと。また、新規事業として、キャリア教育推進事業で「NPO法人つなぐ」との委託契約による「学校法人角川ドワンゴ学園」のオンライン学習プログラムの実施が主な増額要因となっております。次に、決算書259ページからの第2項「小学校費」、決算書263ページからの第3項「中学校費」につきましては、前年度に比べ、小学校費で約1,020万円の増額。中学校費では約2,622万円の減額となっております。これは、小学校費では、仙崎小学校屋内運動場屋根改修工事が主な増額要因となっております。続いて中学校費では、三隅中学校及び菱海中学校の管理教室棟トイレ改修工事を終えたことが主な減額要因となっております。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 おはようございます。まず決算書の250ページです。第10款「教育

費」、第1項「教育総務費」、第2目「事務局費」スクールバス運行事業です。コード番号015です。これについてまずお尋ねします。令和5年度スクールバスのエリア状況についてお尋ねいたします。

教育総務課長 おはようございます。令和5年度のスクールバスの利用状況についてでございますが、6つの学校と9路線で利用しております。仙崎小、仙崎中、深川小、深川中、油谷小、菱海中で利用しております。利用人数につきましては、小学生が56人、中学校が54人で、計110人が利用したようになっております。

綾城委員 分かりました。このスクールバスっていうのは統廃合した学校の児童生徒さんを対象に実施をされてるっていうことなんですけれども、ちょっとお尋ねなんですけど、やっぱりこのスクールバスっていうのはこれまでもそういう考え方で運行されてきたということですが、例えば今、熊が出るとかね、鳥獣害とかもある。雨なんかも降っても、最近の雨っていうのは結構酷いですから、そういった時にこう親御さんが、その活用することができないのかとか、そういった声等々があるんです。それと、なかなかその今の通学援助ですかね、援助対象にもなってない地域の子どもさんとか、そういう親御さんから、こういった子どもの登下校とかについて、なんとかならないのかっていうようなね、議会報告会とかでもね、声があったりするんですけれども、その今このスクールバスっていうのはあくまでも統廃合した地域の子ども達というところでの限定になっておりますけど、その辺の件について担当課のこう見解っていうのをちょっとお尋ねしたいと思います。

教育総務課長 近年、動物の出没や暑さ等による通学路の安全性につきましては、担当課としても非常に留意もしまして状況の把握等には努めているところでございます。情報入手しましたら、注意喚起ですとか行き帰りの水分補給の指導等も学校教育課等を通じて行っていただいております、安全確保に努めているところでございます。スクールバスの運行につきましては、先ほど綾城議員おっしゃいましたように、現状は、統廃合で遠距離になった区域というところに今は限っておりますので、現状そこをこういった安全対策のために拡大するというところまではちょっと検討はしておりません。

綾城委員 わかりました。またね、今後色々学校統廃合等々も、今教育委員会さんの中でね、色々検討されていくっていうことなので、ちょっと色々、今後このあり方についても考えていかなきゃいけないのかなと個人的に思っています。最後、スクールバス1点です。これ、今スクールバスの老朽化とかがあっていうのが一つあるのではないかと思いますけど、そのスクールバスの老朽化について状況は今どうなっているのかお尋ねいたします。

教育総務課長 議員ご指摘のように、スクールバスの古いもので15年を超える

ものが何台かございます。バスの状況は、年数だけではなくて、走行距離だったり、あと走行する場所とか、あと、メンテナンスの状況によって異なるものかなというふうには思っておりますので、例えば更新に際しては、ここ何年来たから更新するというような基準は明確には設けておりませんが、やっぱり 15 年を超えた頃からはやっぱり故障が増えてくるかなという印象を持っております。ですので、バスの状態をしっかりと把握しながら、またバス整備事業者、メンテナンス等も、定期的なメンテナンスもしておりますので、そういった整備事業者さんですとか運行を委託している事業者さんですとか、そういった方々からの意見も参考にしながら車両の更新を行っているところでございまして、今、令和 4 年度以降、毎年度更新しております。今年度も更新を予定しておりますので、次年度以降も、財源確保を図りながら適切な時期を判断して更新して参りたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

ひさなが委員 おはようございます。では、スクールバス運行事業についてですけど、1 点ほどお伺いします。スクールバスである以上は、子どもがしっかり乗って、保護者もやっぱそこにこう預けるといふ大事な運行の手段だと思っておりますけど、このスクールバスの安全な運行について、令和 5 年度における評価をお伺いいたします。

教育総務課長 スクールバスの運行にあたりましては、やっぱり委員ご指摘のように、安全性の確保ってところが最も重要であるというふうには考えております。先ほども申しましたが、令和 5 年度もスクールバスのメンテナンス等をしっかり行うとともに、スクールバス運行協議会とあって、運行事業者、保護者、教育委員会と学校さんの 4 者で協議する場がございますので、そういったところで些細なことでも情報共有するなどして、安全運行に取り組んだところでございます。それから、令和 5 年度は、国の補助事業を活用して、スクールバスの更新、それからスクールバスに置き去り防止装置なども設置しまして、バスの安全性の向上を図ったところでございます。以上のようなことから、令和 5 年度も、スクールバスの安全確保に向けては、関係者と連携のもとしっかり取り組んだというふうには評価はしております。一方で、ご承知のように、令和 5 年度 3 月に、俵山地区のバスがこう前方からの右折車と衝突するというような事故も発生したところでございます。最終的には、急な右折という避けがたい事故であったという認識をしておりますし、当該事業者の事故時の対応、その後の対応も適切であったと考えておりますし、事故後は速やかに教育委員会からもほかの運行事業者や学校に通知しまして、安全への取組の一層の徹底を依頼するとともに、その後のスクールバス運行協議会においても保護者の皆様にもこの件を共有しまして、安全意識の向上を図ったところでございます。

この件で、改めてですね、どれだけ気を付けていても事故が起きるということ強く認識したところでございます。子どもたちの命を預かっているという緊張感を常に持ちまして、また関係者間で共有しながら、担当課としまして、これまで以上に気を引き締めてスクールバス事業の運営にあたっていきたいというふうに考えているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

上田委員 安全の確保に関しましてはよくわかりました。この分野にとどまらず、昨今、乗務員の確保が非常に難しいというところがあるんですけど、その辺りはどういう声が届いておりますか。

教育総務課長 現状、運転手が不足して運行に支障が出るというような事態はないんですけども、やっぱり事業者さんとお話をする際には少しそういうふうな、なかなか運転手さんがというようなお話も届いておりますので、将来的にはそういう課題もあるのかなというふうには認識しております。

ひさなが委員 それでは、決算書 253 ページ、254 ページ、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 3 目「教育振興費」、地域連携アシスタント設置事業 369 万 6,599 円についてお伺いします。こちらの事業、主要な施策の報告書では、事業の成果・課題に、教職員から地域連携アシスタントへの依頼が計画的に行われていなかったという課題がありますが、この課題の詳細や原因の分析についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

学校教育課長 地域連携アシスタントの配置は、週に 1 回ないし 2 回であり、勤務日は教職員に対して事前に周知しておりますが、次回アシスタント勤務日までを見通した依頼が難しいということが課題でございます。依頼したいタイミングとアシスタントの勤務日とのタイミングを合わせることを課題であるというふうに考えております。この課題が生じる原因は、やはり教職員の多忙というところもあるのかなというふうに考えております。教職員の負担軽減がなされ、地域連携教育が推進されるよう、アシスタントの勤務日の周知や配置日の工夫などにより、本配置事業の効果を高めていきたいというふうに考えておるところです。

ひさなが委員 わかりました。もう 1 点お伺いします。この地域連携アシスタントは各中学校区に配置をされていますが、各中学校区でそれぞれの取組はあるにせよ、得られる効果がしっかりとそれぞれにあるのか、それともやっぱり差が、各校区で差があるのか、その点について評価をお伺いいたします。

学校教育課長 本事業の効果は各学校で、あるというふうに評価しております。児童生徒に向き合う時間が増えたことにより、児童生徒が落ち着いた学校生活を送り、学力も身に着いてきているということがあります。また、各中学校区では地域連携教育が充実してきており、地域の方や保護者、児童生徒同士の交

流など、実態に応じた工夫された取組が各中学校区で行われていることもその原因の一つだというふうに考えております。また、教員の時間外在校時間の平均も縮小の傾向があります。以上のことから、各学校差はあるにせよ、効果はあるというふうに評価しておるところです。

米弥委員 この地域連携アシスタント事業なんですが、配置人数は 5 名となっておりますけど、実際のところ、この 5 名で運営ができていると認識してよろしいのでしょうか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 もちろん求めればきりはないのですが、今、一定の成果を上げることができているというふうに考えておりますので、この 5 名の方を配置していただいております、大変ありがたいというふうに考えております。また、県のほうから教員業務アシスタントとして、仙崎中学校、深川中学校のほうにもアシスタントが配置してありますし、深川小学校のほうにも地域連携教育の加配として事務職員を 1 名配置していただいております。そのようなことのおかげで、学校の業務というのは、今、円滑に進んでいるものと考えております。

岩藤委員 決算書 256 ページ、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 3 目「教育振興費」、900「教育振興費」で 1,628 万 7,247 円についてお尋ねをいたします。昨年と比べましたら、昨年が 875 万 1,023 円となっております、そしてまた一昨年も 831 万 7,969 円。今年度は 1,628 万 7,247 円と倍ぐらいの増額となっておりますが、その要因は何なのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長補佐 主な要因としましては、先ほど補足説明でも述べておりますように、県費による養護教諭の配置が廃止されたことに伴い、自費での配置が必要となり、約 450 万円の増額及びドワンゴが開発したキャリア教育学習プログラムの実施について NPO 法人つなぐとの委託料が約 319 万円、あと教職員の出退勤管理システムの導入として約 38 万円、これが主な増額の要因となっております。

岩藤委員 それでは、今その増額の要因を言われたんですけど、ドワンゴとか色々入ってもらって、教育に関わってらっしゃると思うんですが、相対的に効果はどのように捉えられているのか、お尋ねをいたします。

指導班指導主事 まず、キャリア教育のドワンゴが開発しているキャリア教育学習プログラムの効果・実績なんですが、昨年度、長門市立三隅中学校 2 年生 33 名を対象に、6 月から 2 月までの期間で 10 時間実施いたしました。自己理解と自己表現、コミュニケーション能力、ものの見方、地域人材の話をもとに、課題発見、分析、課題解決の創造などの探求型の授業を行いました。実施後のアンケートでは、生徒のプログラムの満足度はほぼ 100 パーセントでありました。また、新しい気付きや学び、自分や将来について考える材料になったかという項目では肯定的回答が 100 パーセントであったことから、一定の効果があ

ったと受け止めています。

米弥委員 決算書 256 ページ、主要な施策の報告書 157 ページ、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 3 目「教育振興費」、900「教育振興費」、不登校の未然防止に向けた専門家派遣事業についてですが、各学校等へのケース会議及び参加延べ 19 回とありますが、このケース会議の内容はどういった会議なのか、また令和 4 年度、令和 3 年度と比較して回数がかなり減少しておりますが、その理由をお尋ねいたします。

指導班指導主事 ケース会議の主な内容については、当該児童生徒が在籍する学校が主催するケース会議に、専門家であるスクールソーシャルワーカーSSWが参加し、児童生徒や家庭の状況についての情報共有を行ったり、支援の方向性について共通理解を図ったりしており、新規でSSWが入る場合に行われることが多いです。また、子育て支援課が開催する要対協のケース会議にSSWが参加する場合があります。令和 5 年度のケース会議の参加は 19 回の実施でした。令和 4 年度以前からSSWが継続して支援を行っている件が多く、家庭訪問等による実際の個別支援が増えたことが主な理由として挙げられます。また、ケース会議だけではなく、定期的に学校と電話連絡で情報共有を行っているところ

です。

米弥委員 令和 5 年度は 3 名のスクールソーシャルワーカーを配置とありますが、事業の成果・課題で学校からの派遣要請回数も増えており、その必要性は高まっているとありますが、このスクールソーシャルワーカーの人数を増やす予定はあるのか、お尋ねをいたします。

指導班指導主事 現在、SSW の人数は 3 名であり、未然防止、早期発見の段階から専門性の高い機関、専門家と連携を行うことで、不登校に至らなかったケースや児童生徒の困り感に寄り添った対応を 3 名のSSWが対応しているところ

です。委員ご指摘のとおり、要望やニーズは高まっておるところですが、今のところ 3 名で支援が行き届いていると考えていますので、現在は 3 名のままで行っていくという予定です。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。なければほか、ご質疑ありませんでしょうか。

ひさなが委員 決算書 253 ページ、254 ページ第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 3 目「教育振興費」の補助教員設置事業 231 万 4,674 円について何点かお伺いします。まず 1 点、教職員の負担が大きくなっている昨今、補助教員の役割は重要になってくるのかなというふうを感じるんですけども、令和 5 年度におけるこの事業の評価をお伺いいたします。

学校教育課長 本事業による補助教員の配置の効果は高いというふうに評価しております。令和 5 年度、本市の小中学校の特別支援学級に在籍している児童

生徒数は 123 名で、通常学級に在籍しており、特別な支援や配慮が必要な児童生徒は 222 名と、全体の 1 割強の児童生徒であります。このような中、本事業による補助教員の配置は、個別に適切な支援や配慮の提供に通じており、児童生徒の困り感の軽減や学力の定着を図ることに通じてきたと考えているからです。

ひさなが委員 はい、わかりました。令和 5 年度、この事業の当初予算の審査時に増額理由を尋ねられた際に、増員を考えた上での予算だという旨の答弁がありました。当初の予定通り人員の増加ができていますのか、また、人数や配置について各学校の実情に応じて決定していくということもおっしゃられていましたけども、令和 5 年度は具体的にどういった調整が行われたのか、お伺いいたします。

学校教育課長 令和 5 年度は、令和 4 年度の延べ 23 人から 26 人に増加していただいております。それから、配置についてですが、各学校から人数や配置に関する希望調査を行います。希望される人数に対して配置可能な人数が少ないため、聞き取りや、学校や園を訪問し、支援が必要な児童生徒の人数や状況を総合的に鑑み、配置人数の調整を行っているところです。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はありませんか。

綾城委員 決算書の 262 ページ、第 10 款「教育費」、第 2 項「小学校費」、第 2 目「教育振興費」900「小学校教育振興費」ですね、修学旅行。この中に修学旅行費の補助金というものがございます。これ、まず 1 点、令和 5 年度の実績について、あと成果と伺いたいと思います。

教育総務課長 実績でございますが、こちらが小学生に対する補助ですけれども、児童 192 名分で 187 万 9,400 円ほど支給しております。中学校はちょっと聞かれてないのであれですけど、成果としましては、修学旅行のおおよそ半額程度の補助となっておりますので、保護者の経済的負担軽減につながったものと考えております。

綾城委員 これ小学校だけど、中学校も当然関係してると思いますが、これ、前も給食費のところの要件緩和をしていただいて、市外から市外の学校に通ってる子供たちも対象になったというところなんです。この修学旅行費の補助金なんですけど、この支給対象についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

教育総務課長 議員ご指摘のように、令和 5 年度におきましては、こちらの補助事業の対象は、長門市小中学校及び総合支援学校の在籍児童生徒というふうにしておりました。ただ、令和 6 年度に給食費無償化を開始しました際に、もう全ての長門市の子どもの教育環境の充実の観点から、市外に通っている子供を含めて全ての子どもというところで対象にしたところでございます。ついて

は、修学旅行費につきましても、同様の観点からは市外通学者にも対象を広げる必要はあるというふうに考えております。現在、ちょっと予算を見ながらなんですけれども、対象を拡大するように要綱改正などの準備を行っているところでございます。

綾城委員 では、令和 5 年度については対象ではなかったけれども、令和 6 年度についてはそういった市外の子どもたちも対象にできるように今要綱の改定を行っているということによろしいですか。

教育総務課長 委員ご指摘の通りでございます。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はございませんでしょうか。

中平委員 決算書 256 ページ、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 3 目「教育振興費」これ、部長事前説明ありました、中学生海外派遣事業なんです、この令和 5 年度の、この派遣事業ですね、この生徒たちの安全、身体のことですが、これは最近、ちょっと国は違いますが、日本人学校の生徒が刺殺されたとか、ちょっと言えばベトナムから来られる実習生とかのこの離脱とか犯罪歴とかが多いんで、その辺のところ、もし見解がありましたらお伺いいたします。

学校教育課主幹 緊急時の対応、病気や怪我等のですね、対応も含めて海外旅行保険に加入をしているっていうことは当然ではございますけども、現地ガイドとは 24 時間体制で連絡が取れるようになっております。また、速やかに対応が取れるように引率者が 2 名となっております、危機管理、また危機対応について万全な体制を取っているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はございませんでしょうか。

米弥委員 第 10 款「教育費」決算書 260 ページと 264 ページ「学校管理費」主要施策の報告書は 159 ページ、学校施設改修事業についてなんです、多くの学校施設が建設後長期間経過していることから改修が必要な施設が増えてきているとありますが、執行率を見ると 62.9 パーセントとなっております、その理由をお尋ねいたします。

教育総務課長 執行率につきましては、主要な施策の成果の 159 ページのほう記載しておりますが、令和 6 年度への繰り越しっていうのがございまして、こちらが執行率のほうに入っておりませんので、こういったちょっと低い執行率になっております。

米弥委員 長門市学校施設長寿命化計画ですが、踏まえた計画的な改善について検討を進めるとありますが、今後の改修工事予定はどうなっているのかをお尋ねをいたします。

教育総務課長 おっしゃいますように、本市学校施設の多くが老朽化が進んでおります。その対策のためには施設整備に長寿命化という考えを取り入れまして、そういった計画も立てております。そういった想定ではこう改築の費用が低減される見込みなんですけれども、本市財政状況からは、以前、重い財政負担となることなどから、なかなかそういった、長寿命化改修の計画通りには行っていないというところもございます。それと、令和6年4月にちょっと議員の皆様にもご報告させていただきましたけれども、学校のあり方を来年度検討する予定にしておりますので、その辺りも踏まえてまた長寿命化改修のほうは検討していくところなんですけれども、現状は、本当に対応が必要な施設につきましてこう順々に補修を、補修というか大きな改修、屋根の改修ですとかトイレ改修ですとか、そういったものを計画的に実施しているところがございます。

中平委員 浅田小学校屋外トイレ撤去・新設工事。日置中学校管理教室棟トイレ改修トイレ工事について、車椅子利用者等の利便性。トイレに入る前にスロープがあるとか個室に手すりがあるとかの考慮されたのかをお伺いいたします。

教育総務課長 トイレを改修する際には、やはりバリアフリーの観点からそういったところの検討も行っているところなんですけど、既存のスペースをこう改修するというところもあって、スペース上の制約もあり、難しい面もございます。ただ、昨年実施したトイレにつきましてですが、浅田小学校の外トイレにつきましては、グラウンドに隣接しておりますし、グラウンドゴルフをされる高齢者の利用も想定されること、あと、設置可能なスペースもありましたので、新設の際には車椅子対応のバリアフリートイレを設置したところがございます。それから、日置中学校のトイレ改修につきましては、ちょっとなかなかスペースの確保が難しかったので十分とは言えないんですけれども、1階のトイレには車椅子がギリギリ入れるサイズの個室を男女とも1基ずつ設置しておりますし、また、小便器やその他の個室の一部にも手すりを設置しまして、利便性の確保には努めたところがございます。

中平委員 令和6年度への繰越の日置小学校管理教室等トイレ改修工事についても車椅子利用者等の利便性の考慮をされたのか、お伺いいたします。

教育総務課長 令和6年度繰越の日置小のトイレなんですけれども、やはり車椅子対応のトイレ設置も検討したところなんですけれども、日置小が、元々1階に多目的トイレが設置してございます。それから、既存の便器数を維持して欲しいっていう学校側の要望もありましたので、今回の改修においては車椅子が利用できるトイレの設置はしておりませんが、先ほども申しましたように、個室や小便器の一部にも手すりを設置するなどの対応を取ったところがございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

江原委員 お疲れでございます。トイレの改修につきまして質問させていただきます。保護者のほうから、小学校、中学校のトイレが適宜改修されて大変喜んでいてということでございますが、残りどの程度、かなり私もずっと回って見てますので改修されたと思いますが、大雑把な数字でいいんですが何割ぐらいの残りを計画、改修したらいいというふうに思われているところがあるか、お尋ねいたします。

教育総務課長 トイレの洋式化、順々にやっているところなんですけれども、今、洋式化、乾式化というのが済んでいない学校があと 5 校、小学校の 5 校になっております。通小、浅田小、日置小、神田小、向津具小。今、日置小は今年度やっているところで、浅田小も今設計をしているところでございます。残りの学校につきましては、ちょっと学校のあり方の検討等にも入っておりますので、明確にはいつってというのはちょっと決めていないんですけれども、その学校につきましても洋式便器等は設置してありますので、そういった形で、こう今後の学校のあり方の検討を見ながら適宜進めてまいりたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はありませんでしょうか。

岩藤委員 決算書が 266 ページの第 10 款「教育費」、第 3 項「中学校費」、第 1 目「学校管理費」の 700、学校管理費の業務等委託料で 53 万 6,112 円が出ておりますが、この内訳についてお尋ねをしたいと思っております。

教育総務班長 業務等委託料 53 万 6,112 円の内訳ですが、2 点ありまして、1 点が校務系ネットワークの機器の設定変更の業務委託、これが 39 万 5,312 円です。これはですね、今年度から、統合型校務支援システムの導入に伴いまして、校務系ネットワークから同システムにアクセスするために必要な設定変更を行うための委託業務になります。それからもう 1 点が、中学校留守番電話設定業務委託 14 万 800 円になります。既存のビジネスフォンの設定変更を行い、留守番電話機能を持たせるための業務委託になります。

岩藤委員 今、お答えいただいたんですけれども、校内のシステム改修ってということで、それは先生方には便利なようになるんだと思うんですけど、中学校の今の留守番電話の設置をされる理由をお尋ねいたします。

教育総務課長 昨今、課題になっております教職員の働き方改革の一環で、時間外の電話対応を削減する目的で導入したものでございます。夕方の 6 時から朝の、学校によっても違うんですけれども 6 時ぐらいまでを留守番電話対応していただくことで時間外に先生方がそういった電話に対応するという業務が削減されております。

岩藤委員 今、中学校に設置ということですけど小学校のほうには設置はされないんですか。

教育総務課長 同様にこの業務委託料は小学校管理費にもございますが、その中で小学校の設定のほうもやっております。

ひさなが委員 決算書 253 ページ、254 ページ、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 3 目「教育振興費」、015「教育支援センター事業」715 万 813 円について 1 点だけお伺いをいたします。令和 5 年度の当初予算審査時に重村委員より農業体験をできるような施設があったらいいかもしれないし、通所という 1 歩目を踏み出してもらうための議論をしてほしいという意見がありまして、それに対して教育長がコロナ禍に入る前には農業体験等のプログラムがあり、今後はコロナ禍の状況を見ながらそういったプログラムを復活させたいという答弁をされています。新型コロナウイルス感染症が 5 類に引き下げられたのが今年の 5 月頃でしたので、それ以降そういったプログラムの復活や新規の創設などそういった取組についてお伺いします。またその結果、通所が少しでも増える等の効果があればそちらも教えていただければと思います。

学校教育課長 現在、教育支援センターでは個に応じた様々ではございますが、在籍校から届けられた学習プリントに挑戦したり、イラストなど興味関心のある活動に取り組んだりしています。また、自然と触れ合う体験として芋掘りであるとか虫捕りであるとか自然体験や公園での運動、市立図書館の利用活動なども行っているところです。これらの取組の結果・原因は、センターでの活動の工夫、それ以外のこともあると考えておりますが、令和 5 年度のセンター通所者数は 17 名で令和 4 年度の 17 名から増減はありませんが、新規の 8 名の登録がございました。今後アウトリーチ的な支援というのも今検討しているところですが、その中でもこのような活動というのは考えていきたいというふうに考えているところです。

綾城委員 決算書 264 ページ、第 10 款「教育費」、第 3 項「中学校費」、第 1 目「学校管理費」、コード番号 010「中学校パソコン等整備事業」についてお尋ねをいたします。これ取りあえず中学校のところでお聞きしますけれども、この令和 5 年度の事業実績についてまずお尋ねいたします。

教育総務班長 令和 5 年度の事業実績についてお答えいたします。中学校パソコン等整備事業の実績ですが、本事業は中学校において使用される校務用パソコンの整備をはじめ、Chromebook 用のフィルタリングソフトの整備や ICT 機器の保守業務委託を行い、各学校においてパソコンを含む機器が円滑に使用できる環境整備に取り組んでいるところです。現在、中学校の校務用パソコンの整備の状況ですが、令和 4 年度以前に整備したものについては 90 台、令和 5 年度に 7 台、新たに整備をしております。その他アクセスポイント等の通信機器

の設置を行っております。

綾城委員 わかりました。これ事業をされて、何か課題等とかがあるのかお尋ねいたします。

教育総務課長 現状、つながりにくいとかそういったような課題は導入当初に比べては全然伺うことも少なくなっているんですけど、本当 1 番大きな課題というのが、この財源の確保と言いますか、令和 7 年度は校務用センターサーバーを令和 2 年度に入れておりますので、もう 5 年経過しますので、来年には更新時期を迎えます。またこの事業ではないんですけど、この一人 1 台端末の Chromebook も、もう購入から 5 年というところがございます。それぞれ更新には大きな財源が必要になるところでございますので、財源を確保しながらというところが課題かなというふうに考えております。

綾城委員 この事業っていうのは、もう一度確認です。だから学校の先生方が使われるパソコン等もこの中に入っているというふうな認識でよろしいですか。

教育総務課長 議員ご指摘のとおりでございます。

綾城委員 この更新っていうのは、このパソコンっていうのは、根本的なところをお聞きしますけれども、これは購入ですか、買い替えですか。それともリースか、どういう形態になってるのかお尋ねします。

教育総務課長 先ほども申しましたように、非常に高額な費用がかかりますので、こちらについては国の補助金等もございませぬので長門市ではリースという形で 5 年間のリースという形で整備を進めているところでございます。

綾城委員 わかりました。では基本的には 5 年来てないものは、パソコンの機能というのは日進月歩ですけれども、あくまでも 5 年しっかり使って、次の 5 年っていう考え方でいらっしゃるということよろしいですか。

教育総務課長 以前はこのリースは買い取りリースであったっていうところもあって、5 年経って 6 年ぐらいは使ってたんですけど、やっぱり今おっしゃるように本当にパソコンのスペックとか、あと本当この 5 年間で GIGA スクールが始まって、学校で扱うデータ量とかも膨大になっております。もう 5 年でしっかり新しいものに更新していくというふうな考えではおります。

ひさなが委員 決算書 293 ページ、294 ページ、第 10 款「教育費」、第 7 項「保健体育費」、第 4 目「学校給食費」、715 「学校給食食育充実事業」796 万 4,720 円についてです。今、子どもには教材として Chromebook を活用して、保護者には SNS を利用した写真等が見られるような状況があるのと、ただの食材提供にとどまっていない点というのは伝わってくるところですが、実際に子どもたちや保護者からこの事業に対してどのような反応があるのかお伺いいたします。

長門市学校給食センター所長 昨年度は 23 本、今年度は 9 月末までに 17 本の教材を各学校に提供しております。この教材は、食材の地域での歴史や文化を

伝えるとともに産地の様子や生産者から子どもたちへのメッセージを伝える内容となっております。教育現場からは食について知らなかったことを学ぶことができ、教材視聴後、子どもたちは知識が増えたと喜んでいと評価をいただいております。また、先日行われた明倫小学校での保護者を対象とした給食試食会では、「地域のおいしい野菜や魚が使われていて嬉しい」、「給食のおかげで苦手なものを少しずつ克服できている」、「家ではあんまり野菜を食べないので気になっていたが、給食では食べていたので家でも工夫して作っていきたい」との声が届いております。

ひさなが委員 わかりました。食べるだけでは食育とはなかなか言えない状況の中で、継続的に取り組まれているっていうのは非常にいいことかなというふうに思います。なかなか単発でやっても効果が出ない事業なのかなと思うんですけど、継続してやっていくことで子どもたち、今、どのような変化があったのか。また地元食材への関心の高まりを教育委員会としてどのように評価をしているのか、お伺いいたします。

教育総務課長 議員ご指摘のとおり、地域の食材を提供するだけではなかなか食育というところにはつながらないというふうには認識しております。そうしたことから本市ではこの食育充実事業を食材の提供と合わせて教材を提供しまして、食材について理解を深めてもらうことで食育の推進に努めているところでございます。お尋ねの子どもたちの変化ということでは、例えば地元食材への理解といった点で成果を図るのはなかなか難しいというふうには考えているんですが、「ながと食の日」などで地域食材を充実させる取組を着実にを行うことで食育につながっていくものと考えておりまして、そのため、この「ながと食の日」の認知度を食育の効果を図る指標として参考にしているところでございます。今年度は小学生で 95 パーセントとなっております。昨年の 87 パーセントから 8 ポイント向上したところでございますので、こういった点は食育充実の取組により理解が進んだというふうには評価しているところでございます。それから ICT 教材で、先ほどもセンター長が申しましたが、ICT 教材で生産者の声を紹介する取組に力を入れております。地元食材の知識を校内放送や掲示物で伝える取組というのは以前から行っていたところなんですけれども、ICT 教材の活用により生産者の顔が見え、声を届けることができます。子どもたちの反応もとてもいいというふうに聞いておりますし、そういった食材に込めた思いを知ることで食材への関心の高まり、それからひいては地元への愛着というものが育まれてきているというふうには考えております。

中平委員 事業の成果と課題に、価格面でこれまで提供することが難しい食材を使用できたとあります。これは生産者様というか提供した各団体等との関係の構築がうまくいったものと思います。その構築の取組とこれを続けるための

持続性について伺います。

長門市学校給食センター所長 地産地消食材の活用にあたっては、生産者の協力、そのための関係構築が欠かせません。市では地産地消協力者として、農協をはじめ個人及び法人から直接購入をしておりますが、県の農林水産事務所や農協、市農林水産課と連携し、新たな農産物やその生産者等の情報を得るなどして協力事業所を増やす取組を進めるとともに、協力事業所からは収穫時期や収穫量など情報提供を受けながら献立作成に反映させさせております。また、産地見学会などにも積極的に参加しております。地元産品に直接触れる機会も増えています。加えて、年 2 回情報交換会を開催し、現状や新たな産物とその生産者の情報を農協、県農林事務所、農林水産課、生産者から情報提供をいただいております。顔の見える関係性を築くことで持続性や発展性のある取組になるように尽力をしております。

中平委員 今少し、農林水産課との関係性をおっしゃられましたが、他の庁内他課との連携等がありましたら伺います。

長門市学校給食センター所長 農産物、水産加工物、水産物等の使用になりますので、基本的には農林水産課との対応、関係性になりますけれども、情報発信等で企画政策課の情報を利用するという形もございます。

吉津委員長 関連質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はございませんでしょうか。

岩藤委員 決算書を遡るんですけど、250 ページなんですけど、第 10 款「教育費」、第 1 項「教育総務費」、第 2 目「事務局費」で 010「外国語指導助手派遣事業」について伺いたしたいと思います。まず、この外国語指導助手の報酬が、会計年度任用職員ということで 617 万 8,310 円ございますが、昨年度が 804 万 9,811 円ということで、若干減額になっているんです。その理由について、詳細を答弁していただけたらと思います。

学校教育課長補佐 この度の 2 名分の報酬となっております。1 人は 4 年目の単価で、月額 33 万円で 12 か月分の 396 万円、もう一方は新規の方で月額 28 万円で、8 月からの雇用となっております。8 月からの 8 か月分で 224 万円、合わせて単純計算ではありますが 620 万円の報酬となります。

岩藤委員 分かりました。それでは、下に外国語指導助手派遣業務委託料 1,256 万 2,000 円の金額が上がっておりますが、これは昨年度 1,084 万 6,000 円ということで、これはちょっと若干上がっているんですね。これについての内訳なり詳細を答弁していただけたらと思います。

学校教育課長補佐 こちらの委託料につきましては、3 名分の委託料となります。うち 2 名は 1 年間分ということで、残りの 1 名が先ほど会計年度で 8 月から雇用と言いましたが、その 4 月から 7 月分の 4 か月分を委託料のほうで補填して

おります。その分が増額というふうになっております。

岩藤委員 分かりました。では、この 5 名の方ですかね、延べ 5 名になりますね。全員が外国人の方なのか、地元の方というお答えもあったんですけど、その 5 名の方が外国人の方とか地元の方なのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

指導班指導主事 民間の ALT 2 名については、イギリス国籍が 1 名、ナイジェリア国籍が 1 名、JET の 2 名についてはアメリカ国籍が 1 名、イギリス国籍が 1 名、全て外国籍の ALT となっています。

岩藤委員 全員が外国人ということで、理解でよろしいですね。

指導班指導主事 はい、そのとおりです。

岩藤委員 はい、分かりました。それでは、各学校への勤務状況についてお伺いいたします。

指導班指導主事 4 名の ALT が一人当たり 3 校から 6 校を担当しておりまして、週の派遣回数は学校規模によって異なっており、深川小学校、深川中学校については週 3 日派遣、仙崎中学校については週 2 日派遣、仙崎小学校については週 1.5 日派遣、小規模校の通小学校、神田小学校、向津具小学校については週 0.5 日、半日の派遣となっています。そのほかの学校については、週 1 日派遣しております。派遣回数 of 平準化を図った結果、全ての学級で週 1 時間の割合で外国語の授業に外国語指導助手が入っているという状況をつくっています。

岩藤委員 小さい頃から外国人の方と接することで、外国語に慣れる、英語に慣れるということは、私もすごくこれは評価をしていますが、児童生徒の評価というか、意見はどのようなものが上がっているのかお伺いいたします。

指導班指導主事 小学校高学年児童へのアンケート結果では、英語で友達や外国の先生、ALT と話をすることは楽しいと、肯定的に回答した割合は 94 パーセントでした。また、子どもたちの声として、ALT の先生と話すことで英語が好きになってきた、また英語弁論大会で ALT の先生から熱心に教えてもらい英語力が伸びたなどの声が上がっており、肯定的な評価を受けています。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、教育総務課及び学校教育課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 皆様ご承知のように、9 月 27 日の 9 月定例会の最終日には、文教厚生委員会の所管事務調査報告が行われておりますけれども、この所管事務調査報告というのは、決算年度の令和 5 年度に、所管事務調査の事項の多くが決算年度の令和 5 年度に行われているものであります。それで、昨年 3 月 8 日の予算決算委員会、当時の文教産業分科会の冒頭に、審査の冒頭に、教育長のほうから、令和 5 年度教育委員会の重点施策の概要についてご報告をされてお

ますけれども、私が今言ったこの所管事務調査の報告と合わせて、令和 5 年度の教育行政全般についての評価というのをちょっとお尋ねしたいと思います。

教育長 それでは、所管事務調査の報告を踏まえて、令和 5 年度の教育行政全般の評価ということについてお答えをさせていただきたいのですけれども、教育行政全般の評価ということでございますので、少し時間をいただければと思いますことと、それから今、教育総務課と学校教育課の審査ということでございますので、そこに限ったという形になろうかと思いますが、お許くださいませ。まず、本市教育大綱に示しております「生涯を通じて自らを磨き、ともに高め、『知』をはぐくむ」という基本理念のもと、9 つの施策、これに基づきまして各種事業を展開してまいりました。まず、安全・安心という観点から、先ほどからありますように老朽化する学校校舎の改修について、長寿命化計画、これを踏まえまして計画的な改修に努めてまいったつもりでございます。同じく安全・安心という観点から、不登校に対応するために、国、県の事業を活用しまして、校内教育支援センター「ふかまる一む」の設置等を行いました。依然として不登校児童生徒の減少にはつながっておらず、文教厚生委員会の所管事務調査報告で示されました通り、「ふかまる一む」や教育支援センターにつながっていない児童生徒へのアプローチが大きな課題と考えております。一方、児童生徒が安全・安心な学校生活を送るためにも、教職員が健康で生き生きと働ける環境づくりが大切であると考えます。そのためにも、従来からの学校の働き方改革を目的とした事業に加えまして、新たに教職員が時間外に電話対応に当たることを防ぐため、先ほどもございましたけれども、留守番電話装置の導入、また出退勤システムの確実な導入、それから補助教員の増員等を行ってまいりました。教職員の時間外業務時間は、この数年減少傾向にはございますけれども、抜本的な改善にはつながっておらず、所管事務調査で報告されましたように、教職員定数の拡大、これが必要であると考えております。ところで、教育という分野は数値として成果が出にくく、地道に継続、発展させるものであると考えております。ただし、明確になっている数値につきましては大切にしていきたいと考えております。確かな学力という観点から、毎年実施されます全国学力学習状況調査におきましては、市ホームページでお示ししておりますとおり、ここ数年、小学校、中学校ともに非常に安定した結果を残しております。この調査では、児童生徒に対する質問紙もございまして、本市の児童生徒は、「自分には良いところがある」、「将来の夢や目標を持っている」、「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」、「学校に行くのは楽しい」、「先生はあなたの良いところを認めてくれていると思う」というような項目が全国平均を上回っておりますが、逆に、中学生におきまして、「授業で自分の考えを発表するときに、自分の考えがうまく伝わるよう資料や文章、話の組

み立てなどを工夫して発表している」と回答した生徒の割合が全国平均を下回りました。このことから、児童生徒が主体となり、対話を繰り返し、深い学びを行っていくという授業が求められているんだということを今一度確認したところでございます。一方、子どもたちの豊かな心と健やかな体の育成という観点からは、近年事業開始しました小学校におけるフッ化物洗口や学校給食食育充実事業では、少しずつ成果が現れ始めております。また、高等学校や企業、NPO 法人と連携したキャリア教育の取組を始めましたけれども、長門で働く人やふるさとの良さを感じながら、自己実現、キャリア形成を図れるような仕組みをつくってまいったつもりでございます。家庭、地域、学校の連携した教育という観点から、本市教育の基盤ともいえるコミュニティスクールと地域協育ネットを車の両輪といたします長門みすゞ学園構想、これにも継続して取り組んでおります。それぞれのみすゞ学園の取組に新たな特徴が生まれているように感じております。振り返りますに、令和 5 年度は次年度に向けまして、不登校の状態にある児童生徒の学びの確保のためのオンライン学習専用機材の整備検討や、いじめ問題における困難事例の対応に弁護士を活用できる体制整備の研究、学校給食無償化実施についての検討、またサイエンスフェスティバルをよりキャリア色を強めた「長門夢・みらいフェスタ」に変更するための準備、こういったことを進めまして、いずれも令和 6 年度予算に反映することができております。当然のことではございますけれども、現状を打開するため、また発展させるために、事務局内、教育委員との次年度に向けた協議を活発に行えたというふうに考えておるところです。そうしたことを踏まえまして、令和 5 年度、教育行政全般の評価といたしましては、「子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備」、「生きる力の育成」、「生涯学習の理念に基づく取組の推進」を目指し取り組み、一定の成果が得られたものの、所管事務調査で指摘がございますとおり、不登校児童生徒への支援、また学校の働き方改革、これに大きな課題があり、今後、この点について改善のための手立てを今現在協議を重ねておるところでございます。

林委員 今、教育行政全般と私が言いましたけど、所管である学校教育課と教育総務課に絞った成果で、その成果については一定の成果があったというふうに今教育長のほうからお述べになられました。それで、社会教育を含む地域連携教育推進課の所管については、また後ほどその成果についてお尋ねしたいというふうに思います。次に、教育長の今のご答弁にもありましたけれども、この主要の施策の報告書の中では、教育支援センターの事業とか、不登校の未然防止に向けた専門家の派遣事業等の成果が一定示されておりますけれども、この先、今教育長がお述べになった令和 5 年度の教育行政全般の評価を踏まえまして、教師が子どもに向き合える教育現場づくりであるとか、教育支援センタ

一等に通室している児童生徒や、不登校になっている児童生徒や親御さん、保護者への支援の強化について、次年度に向けて支援強化について、次年度に向けてどのように取り組んでいくお考えなのかお尋ねいたします。

教育長 まず 1 点目、教師が子どもに向き合える現場づくり、また、これはつまり学校の働き方改革、こういったことにつながろうかと思えます。現在、時間外在校時間につきましては、小学校教職員に比べまして、中学校教職員のほうが圧倒的に長うございます。これはご承知のとおり、部活動の指導、また休日の大会、コンクールへの引率、こういったことが大きく影響しております。現在本市では、部活動地域移行準備室と教育委員会が連携して、令和 7 年 8 月から地域部活動、通称 N クラに移行する計画で準備を今、鋭意進めております。これが実現すれば、中学校教職員の働き方改革が今までの様々な施策に対して一気に進むというふうに期待をしております、ぜひ計画どおり移行ができるよう、これからも進めてまいりたいと思っております。2 点目の教育支援センター等に通学している児童生徒や不登校となっている児童生徒、また不登校となっている児童生徒や親への支援の強化という点についてでございます。まず、教育支援センターの機能強化を図ってまいりたいと考えております。支援センター相談員の増員等々につきましても、今協議しながら検討しております。そうすることによりまして、現在通室している児童生徒への支援、これの強化にもなりますけれども、まず支援につながっていない、ここが 1 番我々としては気になるところでございます。こういった、また地域的に周辺部の学校、そういったところに出向きまして、アウトリーチ的な支援を可能にするということの施策につきましても、今、教育委員さん、それから事務局内でも協議を重ねておるところでございます。現在も年度当初、教育支援センターのリーフレット、これは市内全児童生徒のご家庭に配布を毎年しております。保護者の相談にも対応できますということで周知はしております。しかしながら、ご指摘もありましたけれども、専門家等の配置はできないかということがございました。なかなか常時の配置っていうのは難しいかなと今時点で思っておりますが、常時でないにしろ、教育支援センターで臨床心理士等のいわゆる相談会、こういったものが可能にならないかということも合わせて今協議を重ねておる、これが現状でございます。

林委員 今、教育長のほうから縷々お述べになっておりますけど、要するに必要な予算措置っていうのは、やっぱり教育委員会がしっかりまとめて、市長部局のほうに要求してください。それが不登校の児童生徒、特に通室してない児童生徒、そしてその引きこもってる子どもさんを抱えてらっしゃる親御さんの負担軽減のためにもやっぱり教育予算をしっかりとつけていかないといけないと私は思ってますし、教育委員会としてもしっかり次年度の予算要望の中に盛っ

てください。多分、市長はそれを踏まえて善処されると思います。それで、最後に先ほど私言いましたけど、9月27日の定例会の最終日に議会として学校の業務量に見合った教職員配置と教員の処遇改善に向けた給特法の抜本改正を求める意見書案というのを全会一致で可決をしております。この令和5年度の先ほど教育長が述べられた教育行政全般の評価に照らして、この意見書に対する見解をお尋ねして、質疑を終わらせていただきます。

教育長 それでは、意見書に対する見解ということで、学校の業務量に見合った教職員配置、これと教員の処遇改善に向けた給特法の抜本的改正、この2点について、令和5年度の教育行政全般の評価を踏まえた上でお答えをさせていただきます。まず1点目、学校の業務量に見合った教職員配置、つまり教職員定数の見直しにつきましては、令和5年度の教育行政全般の評価でも先ほどから触れさせていただいておりますけれども、ぜひ実現を望むところでございます。続きまして2点目、学校の働き方改革、これは先ほど述べさせていただきましたとおり、本市教育行政の大きな課題となっております。教員の処遇改善に向けた給特法の抜本的改正についての見解につきましては、まず、給特法改正によりまして教職調整額が引き上げられて教職員の処遇改善になる、この点については歓迎をしたいと思っております。しかしながら、教職調整額の支給によりまして過度な時間外勤務時間が正当化される、これはあってはならないことであると考えておりまして、このことは意見書に提示されました給特法の抜本的改正に対する趣旨と合致をするものだと思っております。現状におきましては、引き続き、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン、これに基づきまして、1か月の時間外在校時間45時間以内、1年間の時間外在校時間360時間以内、この線を学校、市教委としてもしっかりと管理をしていきたいと思っております。

吉津委員長 今一度、教育総務課及び学校教育課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、教育総務課及び学校教育課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を10時55分からとします。

— 休憩 10:45 —

— 再開 10:55 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域連携教育推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 それでは、地域連携教育推進課所管につきまして、令和4年度決算との比較により、令和5年度決算額の主な増減理由について補足させていただきます。

きます。決算書 279 ページからの第 8 目「公民館費」につきましては、前年度に比べ約 1,382 万円の増額となっております。これは通公民館の山口県漁協通支店内への機能移転に伴う改修工事が完成したことによる減額があったものの、仙崎公民館の建替えに伴う仙崎公民館整備事業が増額となったことが主な要因でございます。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 第 10 款「教育費」、第 6 項「社会教育費」、第 8 目「公民館費」、決算書 282 ページ、160「公民館等スマホ教室開催事業」について、この事業の成果と課題についてお尋ねをいたします。また、どのように周知をされたのかも お尋ねをいたします。

地域連携教育推進課長 スマホ教室を開催しての効果につきましては、情報収集、SNS、ネット予約など、日常生活においてスマホの利用は不可欠となっております。高齢者の使い方の不安を解消することで生活の質の向上につながったと思われまます。課題につきましては、スマホの進化は早く、最新の知識とカリキュラムの方針が必要となりまして、参加者のスキームレベルに応じたカリキュラムづくりが必要となると考えられます。それから周知につきましては、市の広報、各公民館の公民館報、あと告知放送を通じて周知を図りました。

米弥委員 では、この教室を利用された人数等がわかれば教えていただければと思います。

地域連携教育推進課長 それでは、令和 5 年度の実績でございますが、公民館の 8 施設を使いまして 46 講座、合わせて 504 人が参加しております。

岩藤委員 同じく 280 ページ、第 10 款「教育費」、第 6 項「社会教育費」、第 8 目「公民館費」、020「公民館指定管理事業」についてです。主要な施策の報告書には 164 ページにあるんですが、この事業の成果や課題で、「各指定管理者が円滑に管理運営し、地域の特性や時代の変化に合わせた事業を実施している。また、地域の各種団体や地元住民が積極的に関わることで、魅力ある公民館運営となっている」というふうに書かれておりますが、私もそう思っておりますが、次に「人口減少や多様化するニーズの中で、活動を維持発展させることが困難になってきており、生涯学習の拠点として、また、学校・家庭及び地域社会との連携拠点としての機能を発揮できるよう、地域の特性を活かした活動を推進していく」というふうに書かれておりますが、これから公民館をセンター化していき、指定管理を考えていく中で、担当課として、この課題をどう捉え、助言していかれるのか、お伺いいたします。

地域連携教育推進課長 指定管理者として地域団体が公民館を運営していくことによりまして、地域の特性やニーズに合わせて、より細かな事業を展開するこ

とで、生涯学習拠点として地域社会に不可欠な存在となっております。また、公民館長が地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たしながら、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりへの取組についても、地域住民の方々をより多く関与させる形で実現させております。そこで、公民館が地域づくりの活動拠点としての役割を効果的、機能的に果たすため、多角的な視点から運営の強化に取り組むとともに、最適なサービスを提供し続けるよう、指導・助言に当たりたいと考えております。

ひさなが委員 第10款「教育費」、第6項「社会教育費」、第9目「図書館費」、700「図書館運営費」、この中に図書館充実事業として、ゆや分館の児童用調べ学習資料を更新し、今調べたいことを調べられる図書の充実を図ると、当初予算時には資料が上がっていたと思うんですけど、この事業に関しての評価をお伺いいたします。

図書館長補佐 例年よりも35万3,650円ほど別に予算を計上したことにより、前年度よりも約250冊の増冊を図ることができました。これにより、ゆや分館での児童書の貸し出し冊数が増え、子どもたちにより魅力的な本が充実できたというふうに感じております。館全体におきましても、児童書の貸し出し数がそれまでよりも伸びたということは、資料の充実が子どもたちの好奇心を刺激し、本を手渡す機会がより増えたというふうに考えております。

岩藤委員 それでは、決算書284ページ、第10款「教育費」、第6項「社会教育費」、第8目「公民館費」、700「公民館施設等維持管理費」、宿日直等委託料についてお伺いいたします。令和4年度の決算では、宿日直等委託料は468万8,712円であり、令和5年度決算では621万2,757円であり、152万4,045万円の増額理由についてお伺いいたします。

地域連携教育推進課長 公民館費の施設管理における宿日直等委託料は、中央公民館、通公民館及び宗頭文化センターにおける宿日直管理業務でございます。一つ目の中央公民館につきましては、令和4年度までの管理業務時間は、4月1日から翌年3月31日までの17時15分から翌日8時30分までと、あと土日祝日及び年末年始の8時30分から17時15分までとなっておりますが、令和5年度より、管理業務時間のうち、宿直と休館日である12月29日から翌1月3日までの施設管理を取り止めまして、平日管理を17時から22時30分まで、土日の管理につきましては午前8時から22時30分までといたしましたので、令和4年度より58万4,856円の減額となりました。二つ目の通公民館につきましては、令和4年度まで通出張所により宿日直の管理業務を委託しまして、令和5年2月1日より、通出張所及び通公民館が山口県漁業協同組合通支店の建物の一部に移転したことに伴いまして、契約内容を精査し、令和5年度より通公民館が夜日直管理業務を委託することとなりまして、206万3,356円の増額となり

ました。三つ目の宗頭文化センターにつきましては、令和 4 年度と比べ、土日祝日の日数が増えまして、4 万 5,545 円の増額となりまして、3 館を合わせると 152 万 4,045 円の増額となりました。

岩藤委員 今の答弁をお聞きしましたら、中央公民館だけが夜間の宿直がないということによろしいですかね。

地域連携教育推進課長 中央公民館につきましては、出張所がありませんので、夜に関しましては機械警備により警備というか管理をしております。通公民館につきましても、夜間は山口県漁協通支店の建物をお借りしておりますので、通公民館につきましても、夜につきましては機械警備となっております。

岩藤委員 それでは三隅公民館だけが宿直、泊まり宿直されるっていうことでよろしかったですかね。（「元々ない」と呼ぶ者あり）わかりました。じゃあ、全部が夜の宿直がなくなったということで理解ができると思うんですが…。

三隅公民館主査 三隅公民館の分館であります宗頭文化センター、こちらのほうについては、現在宿泊ができるような施設になっております。この宿泊があるときのみ夜の泊まりがあるということでご理解いただきたいと思います。

岩藤委員 それでは、中央公民館がもう夜の宿直がなくなったということで、利用者、住民の方に不便とかそういう声が出ているのか。そういう苦情等、担当の中央公民館のほうにお尋ねしたいと思います。

中央公民館主査 令和 5 年度から、夜間の宿直を止め、令和 5 年度の 4 月 1 日から機械警備に切り替えております。それで貸館がどうしても 8 時半から 22 時ですので、その前に来て、もう部屋に入れる準備までしておかないといけない。最初のところの機械警備にまず入って、主に機械で重要なところは、よりシステムを強化して、中央公民館の事務所と保健センターの事務所は、もう一つパスワードを入れて機械を設定してます。後のところについては、窓側と扉の部分を、部屋の中も赤外線で行っております。おっしゃる内容については、やはり朝早くっていうのがあって、以前は宿直があったから実際には 7 時から開いていたという状況です。ただそれは皆さんご理解いただくために、今からは 8 時半から部屋に入れるような状況でしますのっていう形でビラを配りまして、それを最初のうちはちょっと戸惑っていらっしゃいましたけど、それも徐々に慣れられて、今はもう通常どおり 8 時半から開くから大体 8 時から来られて、その間に玄関が開いて扉が開いていくっていう形で、皆さんそこをもう通常どおり認識されていて、今はそんな混乱もなくなっていると思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければほか、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域連携教育推進課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、1 点だけ教育長にお尋ねします。令和 5 年度当初予算時にお

いてはですね、文化財保護費とかそういった費目については当然教育委員会の所管をしておったんですが、教育委員会が令和 5 年度執行予算を執行したその結果であるこの令和 5 年度決算については、もう本年 4 月からの組織改善によって、その多くが観光スポーツ文化部で、特にスポーツ交流文化課がその決算においては説明をしていくという、なんかちょっと不思議な感じをしないではないんですが。先ほど、学校教育課と教育総務課について、令和 5 年度の決算全般についての、教育行政全般についての評価というのをお尋ねしましたが、令和 5 年度ですね、地域連携教育推進課が所管する社会教育を含めた、そういった全体的な評価についての見解をお尋ねいたします。

教育長 今委員ご指摘の通り昨年度、生涯学習・文化財課が最終の年であったということで、その所管する事業が今回市長部局のほうでということで審査があるということでありまして、まず、昨年度、大きな特徴としまして、先ほど教育総務課、学校教育課の場面でも審査の場面でも申しましたけれども、本市の特徴というのは、みすゞ学園構想っていうのが学校教育と社会教育を跨いだ大きな特徴でございます。この要となるのが公民館ということであります。この公民館につきまして、まず通公民館等の移転、それから仙崎公民館の建築という大きな事業を行ってまいりました。いずれも、地域の方々と協議を重ねてまいりまして、建築につきましては、移転につきましても意見合意、これをしっかりと図ることができたというふうに考えておるところでございます。また一方、令和 5 年 5 月に三隅農業者トレーニングセンター、三隅公民館、これも建物火災発生させました。この点につきましては非常に反省することが多くございます。と同時に、他の公民館また教育施設についての安全管理ということで徹底を図ったところでございます。いずれにいたしましても、令和 5 年度は、文化スポーツ中学校部活動改革推進事業、これが移管するというを視野に入れた中で、これまで立ち上げてまいりましたヒストリアだとか文化財保護に取り組んできた、それから中学校部活動改革推進事業、これについてはもう併任という形で、引き続き関与していくよということで確保しており、今やっているとすけれども。いずれにしましても、そういうことが、今まで立ち上げてきたこと、これは差し上げて、関わってきたこと、これがしっかりスムーズに繋がっていくように、そして今度は教育委員会として、やはり子どもだったり社会教育団体、これがそういった施設にいかに関わっていけるか、その部分をしっかりと担っていかなきゃいけないということを教育委員会ですっきりと協議をしておったという令和 5 年度であったというふうに私は思っているところでございます。

吉津委員長 今一度、地域連携教育推進課所管全般にわたりご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、

地域連携教育推進課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 11:13 —

— 再開 11:14 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、地域福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたら願います。

健康福祉部長 それでは、地域福祉課の決算状況について補足説明いたします。決算状況を目的別に見ますと、「民生費」の歳出の決算額は約 66 億 6,700 万円で、一般会計全体の 31.1 パーセントを占めております。このうち地域福祉課所管分である「社会福祉費」「生活保護費」「災害救助費」の令和 5 年度の決算額は、約 27 億 1,400 万円で、「民生費」全体の 40.7 パーセントを占めている状況でございます。地域福祉課所管の決算の詳細は、決算書 115 から 132 ページ「主要な施策の報告書」においては、37 から 38 ページ及び 40 から 45 ページに記載のとおりでございます。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 決算書 120 ページから 122 ページ第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 1 目「社会福祉総務費」900「社会福祉総務費」の中の社会福祉協議会運営費補助金について伺います。令和 5 年度の当初予算審査において、綾城美佳委員より令和 4 年度に続いて増額となった理由や必要性について質疑があり、今後は社会福祉協議会が持続可能で健全な財政運営を行っているかを注視しながら、今後も適正な補助金のあり方について検討していきたいという答弁をされています。令和 5 年度はこの件に関してどういった評価をされているのか、伺います。

地域福祉課長 令和 5 年度の社会福祉協議会の決算につきましては、介護保険事業収入が減少していること、人件費支出が増加していることが、持続可能で健全な財政運営という面では多少の不安がございます。しかしながら、法人全体では若干のプラス収支となっており、補助金の支出につきましては適正であったと考えております。引き続き、地域福祉を推進する中核的な団体として多額の公費が投入されている意味を踏まえた上で事業にあたっていただければと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はございませんでしょうか。

綾城委員 お疲れ様です。決算書の 122 ページです。主要な施策の報告書は、41 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 2 目「障害者支援施策費」コード番号 035「障害者福祉タクシー助成事業」でございます。これ、報告の中には、実績が書いてありますので、実績については特にありませんけれども、人工透析者、まあ大体通院 3 回の方がほとんど使っておられると、人工透析に関してっていうようなこと等が書いてあります。それで、ちょっと課長に 1 点お尋ねなんです、一般質問の中で、この人工透析の方がこう福祉タクシー活用される時に、やっぱ遠方から病院に通院される方のやっぱりこう負担が大きいという声が田村大治郎議員から一般質問がありました。私も言うておりましたけれども、3 人の議員が言っているという状況であります。市長もこういうことは研究していかなければならないというような答弁もされてますけれども、その後、内部で、この今の人工透析をされている方ですね、特にこの週 3 回で遠方から病院に通院されている方のこの福祉タクシーのあり方についてどのような検討がされているのかというお尋ねしたいと思います。

地域福祉課長 県内他市と比較しまして、長門市の対象者は 13 市中、山口市に次いで 2 番目に広く、助成額については、透析患者 1 人に対するタクシー券の交付枚数は 13 市中最も多い状況がございます。自動車税、軽自動車税の減免を受けている方や施設入所者は対象外としている山口市と比較しても、本市は県内で最も障害者に配慮した事業となっていると考えております。また、今年度実施しましたタクシー券についてのアンケート調査では、満足度の質問で 84%の方が満足、大変満足と回答されております。そこで、財源が単独市費であることも踏まえ、持続可能な制度とするためには、拡充せず、現状維持が望ましいと担当課としては考えております。

中平委員 今回の課長の答弁だと、具体的に言いますと、油谷地区の向津具、宇津賀、青海島、通、俵山地区の方と市内の方はまだ同じタクシー券の配布で良い考え方をされているという認識でいいんですか。

地域福祉課長 その住んでいる地域や通っている病院によってそれぞれ個別に対応できたらどんなに素晴らしいだろうかとは思いますが。ただ、現実にはこの線引きをしないとその事務処理はやっていけないところもございますし、このタクシー券というのは、その通院に使うだけではなく、用途は問っておりませんので自由に使うことができます。なので、そういったことから現状維持が望ましいというふうに考えております。それと加えて、人工透析の方 60 名タクシー券の申請をしていらっしゃるんですが、その中で全部を使い切ってる方っていうのは 4 名いらっしゃいました。そのうち 1 名につきましてはほかの公費も投入されておりますので、自己負担はございません。ということは、3 名の方が全部を使っているっていうことにはなりません。ただ、3 名の方が全部使っている

からといって、やっぱり個別の対応としては現実的には難しいものと考えております。

綾城委員 ちょっと部長にお尋ねします。3名の方がね、大体行政で把握できるのは3名の方。この方々はね、本当に困ってらっしゃる。公平とか色々ありますけれども、なんて言うんだらう、本当に病気になってね、週3回透析に通うってというのはね、本当に大変なことです。さらに経済的な負担も乗ってくるってことなんですけれども。どうですか、この3名の方をこう一緒に考えないということも一つ考え方としてあっていいと思うんですけど、部長、どう思われます。

健康福祉部長 なかなか難しい答えになろうかと思えますけど、基本、現行制度としては、ある程度この統一的な制度がいるってということもございまして、現行この制度の中でやるとすれば、こういった形で現状維持という形になろうかと思えます。その3名の方だけのために別枠を設けるっていうことが必要なのかどうかってことは、ちょっと私としては判断しづらいとこなんですけど、現行制度の中でやっているのがあるけど県内でもいいっていう状況がございまして、変更はこの制度の中で考えたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございせんか。

上田委員 高齢福祉課さんのほうで福祉タクシーっていうのも当然ございまして、これもちょっと触れてあるんですけど、重複しないようにということで、年度初めに確認を行いと書いてあります。この周知についてはスムーズに当然いってるって考えでいいんですよ。

地域福祉課長 周知についてのクレームなどはちょっと一切ございせんので、十分されてると思っております。

吉津委員長 関連質疑はございせんか。なければほか、ご質疑はございせんでしょうか。

ひさなが委員 決算123ページ、124ページ第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」、第3目「障害福祉サービス」の障害福祉サービス等給付事業で主要な施策の報告書の中にそうありまして、放課後等デイサービスについて、利用量が5,351日で、利用人数が69名おられるんですけども、その詳細についてお伺いします。

障害者支援班長 令和5年度、放課後等デイサービス事業につきましては、市内外6事業所の実績がございまして、まず一つ目に「NPO法人きらり」長門市三隅下の事業所でございまして、利用日数につきましては255日、利用人数につきましては54人。続きまして、「未来ランドイージス」山口市。利用日数が27日、利用人数が3人でございまして、「のびっこくらぶ」萩市の所在でございまして、利用日数が41日、利用人数が3人。続きまして、「ドリームキッズ」

萩市。利用日数が 729 日、利用人数が 14 人でございます。続きまして、「放課後等デイサービスえーる」萩市。利用日数が 2 日、利用人数が 1 人でございます。続きまして、「くるみ」長門市日置の事業所でございます。利用日数が 1,997 日、29 人の利用となっております。利用日数は合計で 5,351 日。利用人数につきましては、合計で 104 人というふうになりますが、複数の事業所を使っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、69 名というふうな実績となっているところでございます。

ひさなが委員 今聞き間違いだったらすいません。NPO 法人きらり 255 日と聞こえたんですがよろしいか、ちょっと教えていただきたいのと、まず、長門市内の療育が必要な児童が、放課後等デイサービスについて必要な日数を利用できているのか、現状についてお伺いいたします。

障害者支援班長 放課後等デイサービスにつきましては、相談支援事業所の専門的知見により、必要な利用日数などの計画に沿ってご利用いただいているところでございます。令和 5 年度につきましては、必要な日数を利用できていると認識しているところでございます。

地域福祉課長 NPO 法人きらりの利用日数が、ちょっと言い間違えてしまいました。正しくは 2,555 日となっております。

ひさなが委員 はい、わかりました。では、この件は最後、放課後等デイサービス等の利用に関する課題等を担当課としてどのように思っているのか、お伺いします。

障害者支援班長 長期休暇等、預かりの場が必要な保護者の方が、放課後等デイサービスで預かってほしいと、訓練の場ではなく預かりの場として考えられている場合がありますので、課題といたしましては制度への理解が挙げられます。また、預かりの場が必要な場合は、地域生活支援事業の日中一時支援をご案内し、対応しているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

綾城委員 これ、あれですよ、障害福祉サービス費用の関連でいいですよ。それとも今の放課後デイサービスの関連。いいですか。はい。じゃあ、この 42 ページからしたいと思います。この中に生活介護事業っていうのがございます。これ、令和 4 年度の決算比較して約 1,400 万円ですね、サービス費が増えていますけれども、この令和 4 年度から令和 5 年度、この生活介護費のサービス費が増えているということに対して担当課としての見解、そして今後の見通しと、この今長門市が抱えてる課題についてお尋ねしたいと思います。

障害者支援班長 生活介護では、常に介護を要する人に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供しております。令和 5 年度時点では 125 名の方が利用されております。身体機能の低下

によるできることが少なくなって、就労継続支援 B 型から生活介護へ移行する方など今後も増加する傾向が続くというふうに考えておるところでございます。課題といたしましては、生活介護にあたる職員の人員不足が挙げられ、通所での利用の場合の送迎や、医療的ケア等のその人にあった支援内容の提供が困難なことが挙げられます。

綾城委員 ちなみに、1 点お尋ねなんです、このやっぱ生活介護、今やっぱり障害のある方の高齢化等々もあり、生活 B 型よりも生活介護の方が適してるだろうってことで、そちらに変わっていく、いかれる方が増えてきているってような答弁だったと思うんですけども、この受け入れについて、本市の課題っていうのは、今スタッフのことはありましたけれども、その要は施設が、例えば受け入れの施設が足りてないと、スタッフが足りてないと言われたんですけど、それは施設が足りていないという解釈でよろしいですか。

障害者支援班長 受け入れの施設が不足しているかどうかのお尋ねでございますけれど、事業所に確認したところ、やっぱり事業所、今ある市内の事業所では人員が不足しているというふうな回答をいただいているところでございます。

綾城委員 わかりました。では、施設はあるんだけれども、人員が足りていないという解釈でよろしいですか。

障害者支援班長 担当としては、人員が今不足しているという認識でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

綾城委員 それでは、同ページです。共同生活援助についてですね、お尋ねしたいと思います。これを、令和 4 年度と比較して約 1,000 万円のサービス費が増えているということです。つまりグループホームですけども、これ、今の生活介護と同じで、この令和 4 年度、令和 5 年度ですね、昨年と比較して増えておりますけれども、このことに対する見解と、そして今後の見通しで、そして本市の課題についてお尋ねしたいと思います。

障害者支援班長 共同生活援助とは、休日や夜間に共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助等を行うもので、親亡き後、安心して生活できる場となり得ることからも、必要不可欠なサービスだと考えております。令和 5 年度 47 名の方が市内外のグループホームを利用され、支援を受けながら自立した生活を送っておられます。今後も障害者の地域生活に向け相談支援事業所と連携し、本人の意思を尊重しながら、自立生活支援を行っていきたくと考えております。課題と致しましては、少ないグループホームの中でマッチングが難しいことや、共同生活のため、グループホームの形態によっては、高齢化や障害の特性により、対応が困難になる場合があることが挙げられます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）な

ければほか、質疑はありませんか。

米弥委員 第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」、第3目「障害福祉サービス費」600「その他」の事業で業務等委託料100万円ですが、これひきこもりサポート推進事業だと思うんですけど、この事業の成果と課題をお尋ねいたします。決算書126ページになります。

地域福祉課長 ひきこもりサポート推進事業につきましては、令和5年度、8名の方が利用されております。成果としましては、1名の方が就労につながっております。課題としては、当事者が見学や来所に至るまでにはまだまだ高い壁があり、継続的な相談を続けていく必要があることが挙げられます。また、送迎など外出しやすい支援についても検討が必要となっております。居場所の提供を通して自宅以外で過ごせる場へ出向き就労に繋がった人がいることに対しましては、1年目の事業としては十分な成果があったと評価しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。なければほか、ご質疑はありませんでしょうか。

綾城委員 それではですね、決算書の124ページです。第3款「民生費」、第2項「社会福祉費」、第3目「障害福祉サービス費」コード番号025「地域生活支援事業」で主要な施策の報告書は43ページです。障害者自立支援協議会開催事業について何点かお尋ねしたいと思います。まず1点目ですけど、これ執行率が31.4パーセントってなっておりますけど、この理由についてお尋ねいたします。

障害者支援班主査 障害者自立支援協議会の全体会、各専門部会、調整会議などは例年通りに実施できたところですが、県外視察の予定を県内の日帰り視察に変更したことが執行率31.4パーセントとなった主な原因となります。

綾城委員 はい、わかりました。じゃあ、続いてですね、①の地域支援部会についてお尋ねします。ここではですね、地域資源の現状と課題の把握というものを行っておりますけれども、現状と課題の把握をされて、これどのような結果だったのか、お尋ねいたします。

障害者支援班主査 障害のある方が地域資源を知ることができるリーフレットを作成しました。その中から、長門市内の事業所の現状を確認いたしました。強度行動障害の方や医療的ケアを必要とする方の受け入れ先がないこと、通所サービスや短期入所利用における送迎の問題などが把握できました。これらについては、容易に解消できる問題ではありませんが、引き続き、ご家族の意見を参考にしながら、課題解決に向け、協議を継続する必要があると考えています。

綾城委員 はい、わかりました。じゃ、次はですね、その下です。子ども支援部会です。今も言われましたけれども、ここでは医療的ケア時の受け入れ体制

整備についての協議を行っているとお書かれておりますけれども、これはどのような内容のものかということをお尋ねします。そして、本市の医療的ケアが必要な子どもの状況に、これ人数とか年齢等、どのようなサービスを利用しているかなど、子どもの状況についてお尋ねしたいと思います。

障害者支援班主査 協議の内容につきましては、児童クラブや放課後等デイサービスにおける医療的ケア児の受け入れ体制について協議を行いました。令和6年度より、長期休暇中の児童クラブでの受け入れを開始しております。続いて、本市の令和5年度の18歳未満の医療的ケア児の内訳ですが、18歳未満の医療的ケア児は3名いらっしゃいます。年齢の内訳は、4歳と5歳と7歳です。サービス利用なしが2名、公立保育園入所中が1名です。

綾城委員 はい、わかりました。続いて、就労支援部会、この中では、新たな共同受発注の仕組み作りについて協議や視察を行っておられるとお書いておりますけれども、こちらどのような協議がどのようなものかということをお尋ねいたします。

障害者支援班主査 新たな共同受注の仕組みについては、機能していなかった既存の共同受注センター協議会を廃止し、実動可能な事業所に絞り、新たな共同受注体制での活動を開始しております。視察については、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上に向け、宇部市の就労継続支援B型へ伺い、施設外作業のノウハウや宇部市の共同受注の仕組みについて学んできたところです。

綾城委員 1点確認です。新たな共同受発注の仕組みを作られたということですが、それはどのようなものになっておりますか。

地域福祉課長 現在のこのB型事業所については、ちょっと余裕がある事業所であるとか、もう余裕は全然ないよっていう事業所もありますので、実際に動ける余裕がある事業所に絞って共同受注を受けようっていう仕組みを作りました。実際、令和5年度に新たな発注、皆さんもご存知かもしれませんが、くじらの箸置きを発注したところでございます。

綾城委員 わかりました。これまでのようにできるところが集まって新たに共同発注を組んで、その中のどこかが事務局になって受注を受けるってような体制を取られてるってことですか。

地域福祉課長 はい、そうでございます。

綾城委員 わかりました。それでは、この自立支援協議会の件については私から最後1点です。この4番目、精神保健部会では民生委員さん、児童委員さんを対象とした勉強会を開催されておりますけれども、これはどういったものなのか、お尋ねをいたします。

障害者支援班主査 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築として、地域移行・地域定着を視野に入れた体制づくりを行うため、「精神障害者を

地域で支えるため」をテーマとした勉強会を開催しました。民生委員、児童委員の皆様にも、精神科病院に長期入院されている方が地域に帰るための支援について、事例を通して講話を行い、精神障害のある方に対する理解を深めていただきました。

綾城委員 決算書の124ページ、第3款「民生費」、第2項「社会福祉費」、第3目「障害福祉サービス費」、コード番号025「地域生活支援事業」、主要な施策の報告書44ページです。まずこの中から移動支援という事業がございます。これは社会福祉協議会さんがガイドヘルパー事業をやられてたと思うんですが、その後、止めるとか止めないとかいう話が出ておりましたけれども、その後どのようなようになっておられるのか、お尋ねをいたします。

地域福祉課長 移動支援事業につきましては、令和6年度から障害福祉サービス事業所だけでなく、介護保険の訪問介護事業所についても事業実施できるよう拡充したところがございます。そのため社会福祉協議会が運営している介護保険事業所が実施できることとなり、結果的に同協議会が継続して実施をしているところがございます。また、利用できる事業所としては、2事業所から6事業所へと拡大をしております。

綾城委員 わかりました。それでは次、意思疎通支援事業についてお尋ねします。令和5年度の取組についてお尋ねいたします。

地域福祉課長 聴覚障害者等の支援として、個人に対する手話通訳の派遣が84件、市議会など大会行事における手話通訳の派遣が7件、要約筆記の派遣が3件となっております。

綾城委員 わかりました。では次です。地域活動支援センター事業です。これだけのこ村の事業だと思いますけれども、こちらの令和5年度の取組の成果と課題についてお尋ねしたいと思います。

障害者支援班長 令和5年度については基礎的事業として、創作活動、牛乳パック椅子づくりや生産活動、農作業等、社会交流の地域開放デーなど、また来所相談や電話相談、機能強化事業として、ケース会議、社会適応訓練、訪問などを行っているところでございます。成果につきましては、24人の利用者のうち一般就労へ一人つなぐことができたところでございます。課題といたしましては、複雑多様なケースが多いため、支援時間と支援の質を考えた対応が必要となっているところでございます。

江原委員 決算書146ページ、第3款「民生費」、第3項「生活保護費」、第2目「扶助費」、説明コード010「生活保護事業」、3億9,579万2,101円、主要な施策の報告書は70ページです。令和5年度の相談件数、申請、保護開始件数を踏まえて、前年度と比較してどのように評価されているか、お伺いいたします。

保護班長 令和5年度の相談件数33件、申請件数30件、保護開始件数は27件

となっております。そのうち申請があったものの却下をしたものが 2 件ございます。申請者により申請を取り下げたものが 3 件ございます。また、令和 4 年度中に申請があり、令和 5 年度中に決定したものが 2 名ありまして、保護開始件数が 27 名となっております。相談件数自体は減っておりますけれども、保護開始者数等は増えておりますので、若干の保護申請者は増えているのかなとは思いますが、全体としいたしましては、廃止件数等もございまして保護者数自体につきましては、世帯数、保護人数、若干の減になっているところです。

江原委員 昨年度も綾城委員のほうから質問させてもらったんですけど、かなり暑い猛暑が続いて、今年度はさらに暑い猛暑が続いております。生活保護世帯でエアコンの設置等、いろんな形でサポートされているというふうにそのときにお聞きしておりますけれども、今年度の状況についてお伺いしたいと思います。

保護班長 その当時も答弁をさせていただいたんですけども、エアコンにつきましては、全ての世帯に設置しているわけではございません。エアコンの設置につきましては、保護費のやりくりによって購入していただくことになっておりますが、これが困難な方については社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を活用することになっております。令和 5 年度につきましては、その貸付件数が 0 件となっております。

林委員 今、保護班長のほうから、令和 4 年度の 10 月、昨年 10 月 4 日の予算決算委員会文教厚生分科会の中でこの問題、今江原委員がおっしゃったような話が出て、保護班長はまさに令和 4 年度と同じような答弁をされました、ですね。疑問なのは、基本的にエアコンは保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものではありませんが、これが困難な場合には長門市社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を活用できることになっていると言うんですが、私、この 9 月の定例会で熱中症の検討結果について一般質問させていただいてますが、その中の質問を組み立てる中で色々調べたところ、2018 年 4 月、つまり平成 30 年の 4 月に厚生労働省は生活保護世帯について、五つの条件を示した上で、熱中症のリスクのある方についてはエアコン設置の補助というか支給をしないと云ってるわけですね。上限 6 万 2,000 円。この説明が全くないのはなぜですか。

保護班長 そのエアコンの扶助費で購入することができるんですけども、その一時扶助に該当する方という方が令和 5 年度にはいらっしゃらなかったんですけども、令和 6 年度には今現時点いらっしゃいまして、その方については支給をさせていただいております。その条件に該当することにつきましては、保護開始前、訪問時等合わせて周知はさせていただきまして、条件に合うようなこととしいたしましては対応させていただいてるところです。

林委員 いや、だから、当時も、先ほども、基本的にはエアコンは保護費の中でやりくりするのが基本だよっておっしゃったから、国はそうじゃないよと。5つの条件があつて、さらにその熱中症のリスクがある方が保護世帯にいれば、上限6万2,000円を支給しなさいって言ってるわけですよ。なんでそれ言わないのかって話なんですよ。基本的にそうじゃないでしょ。基本的にそうなんだけど、場合によってはこういう条件でこういうことができますよと。それは令和6年度で1件あったわけでしょ。だから、なんでそれを令和4年度も令和5年度も言わないのかって。だって2018年、平成30年、国は6万2,000円上限出せて言ってるわけだから。それ説明おかしいでしょ。だって、その今の説明は、正しいんだけど十分ではないんですよ。その辺はしっかり保護世帯に対してはやはり最後の砦ですよ。本当にこれ命にかかわる、政治は本当に命がかかわってる。だから、そういった意味では生活保護については最後の本当にセーフティーネットだから。特に今回も去年もそうだし、今年もそうだし、本当に熱中症のリスクすごいわけですよ。9月だって、もう日本全国、去年を更新してるわけですよ、最高気温が。だから、そういった意味でもちゃんとその保護世帯についてはしっかりそういったアナウンスをしなきゃいけない、絶対に。この委員会においてはそういうアナウンスをしてください、ちゃんと。部長。福祉事務所の所長を兼ねてるわけでしょ、部長は。お願いします。

健康福祉部長 委員ご指摘のとおり、そういったことが入ってないという答弁になってるということで、周知についてはこれまでもやってはおりますけど、最近また熱中症の危険もありまして、より意識して取り組んでまいりたいというふうに思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般にわたりご質疑はありますか。

林委員 ちょっと私、興奮しすぎて声が大きくなるっていう癖があつて、大変失礼いたしました。副市長、すいません。今のお話をずっと聞いてて、私は、市長がこの9月定例会の一般質問の中で、県内他市の設置補助の状況等を確認するとともに、今後の気候動向等もしっかり考慮しながら、福祉エリア支援員等のヒアリングを通じて、この私が言ったのは、高齢の低所得者世帯に対するエアコンの設置補助を検討できないかっていう話をされてます。副市長もそばでこのやり取りを聞いてたと思うんですけど。生活保護について言うと、例えば奈良県の生駒市が無条件に、五つの条件とかけずにエアコンを設置してない世帯、それからエアコンを設置したんだけど故障して使えない世帯に対して、設置費用の6万4,000円くらいか、工事費の3万3,000円くらいを出してるわけですよ。これおそらく、奈良県、県内初であつたし、全国的にも珍しい。珍し

いというか、ただね、生駒市がすごいのは、自分の自治体でそういう制度を新たに設けたのと同時に厚生労働省にちゃんとそういうことやれって言ってるわけです、意見として。ここがやっぱり、これは本当に地方自治体だな。やっぱり住民の福祉の増進をする機関がそうやって国に対してもちゃんと意見を具申していくっていか提言していくってというのは、やはり私は当然見習うべき問題だと思ってますし、副市長、その辺りの見解というのもさっきのやり取りも含めて、ちょっと見解をお尋ねしたいと思います。

副市長 先ほどのやり取りについては、私からもお詫びを申し上げたいと思います。今、委員がおっしゃいましたように、生活保護基準、最低生活基準の維持確保、これは憲法第 25 条に基づいて実施されている。国として、基礎自治体として最低限やらないといけない責務でございます。私自身、公務員になりましたときに初めて関わった仕事が生生活保護のケースワーカーでもございますので、生活保護に関しては私自身、いわゆる一家言あるって言ったら失礼ですけど、50 数世帯の家庭を見てまいった経験から申し上げれば、当時は、自動車の保有も生業に使わない限り認められないというような時代でございました。それが今に至って、自動車保有については、一定の交通手段としては認めるという形に変わってまいりましたし、そして、先ほどのように、2018 年にはエアコンについて条件が合えば 6 万 2,000 円を支給するようというふうに、最低生活基準というものは年々変わってきた事実がございます。そういった意味から申し上げれば、先ほど委員がおっしゃった一般質問での市長とのやり取りからすれば生駒市のように、去年、今年と続く酷暑に鑑みると、やはり国に向かって最低生活基準なるものを変えてほしいということは当然言っていかなきゃいけないというふうに考えております。単市でこの制度を作るかどうかは別といたしましても、全国津々浦々がこういう状況に追い込まれたわけですから、厚生労働省に対して意見具申していくことはやるべきではないかというふうに私としては考えております。当然、市長もそのように答弁しておりますので、検討はしてまいります。

吉津委員長 今一度、地域福祉課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、地域福祉課所管の審査を終了します。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、8 日午前 9 時 30 分から審査を行います。本日はこれで散会します。どなたもご苦勞さまでした。

— 散会 11 : 59 —

